

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

GF 編

低引火点燃料船

鋼船規則検査要領 GF 編

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 達 第 16 号
2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 30 日 達 第 16 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

GF 編 低引火点燃料船

改正その 1

GF15 制御，監視及び安全装置

GF15.8 ガス検知

GF15.8.5 を次のように改める。

GF15.8.5 ガス検知器の設計，設置及び試験

-1. 規則 GF 編 15.8.5 にいう「本会が適当と認める規格」とは，IEC 60079-29-1 又はこれと同等と認められる規格をいう。

-2. 規則 GF 編 15.8.5 の適用上，ガス検知器については，次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 船舶安全法第六条第三項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの
- (2) 船舶安全法第六条の四第一項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け，かつ，国土交通省又は一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの

GF16 製造法，工作法及び試験

GF16.3 燃料格納設備の材料の溶接及び非破壊試験

GF16.3.6 非破壊試験

-5.を次のように改める。

-5. 規則 GF 編 16.3.6-7.の規定の適用上，船体構造（二重底頂板及び隔壁）が二次防壁となる場合の二重底頂板及び隔壁の突合せ溶接継手に対し，~~附属書 M1.4.2-3.(1)「船体構造の溶接部の内部欠陥に対する非破壊検査に関する検査要領」~~規則 M 編 8 章に規定する検査対象箇所に追加して放射線透過試験を行うこと。なお，放射線透過試験の合否基準は，~~附属書 M1.4.2-3.(1)規則 M 編 8 章~~による。

附 則（改正その1）

1. この達は、2021年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

附属書1 低引火点燃料船用の装置及び機器に関する検査要領

1章 通則

1.3 試験

-3.を次のように改める。

-3. 前-1.及び-2.に定める試験は、製造工場において行うこと。ただし、製造者の申し出により本会が適当と認めた場合、本船に設備したのち、この試験の一部又は全部を行うことができる。なお、製造工場等において行う試験に関する検査の実施に際して、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める、通常の検査方法と異なる検査方法の適用を認める場合がある。

附属書2 ガス燃料ボイラに関する検査要領

4章 試験

4.2 製造工場等における試験

-2.を次のように改める。

-2. バーナは、ガス燃料を使用して作動試験を行うこと。ただし、4.1に規定するプロトタイプテストに適合した装置と同型であるか、又は類似の装置の場合、工場における試験は、燃料油のみを用いて行うことを認めることがある。なお、試験に関する検査の実施に際して、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める、通常の検査方法と異なる検査方法の適用を認める場合がある。

附属書 3 高圧ガス燃料機関に関する検査要領

4 章 試験

4.2 製造工場等における試験

4.2.2 を次のように改める。

4.2.2 工場試運転

高圧ガス燃料機関は、検査要領 D 編 D2.6.1-3.に規定する試験を行うこと。なお、試験に関する検査の実施に際して、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める、通常の検査方法と異なる検査方法の適用を認める場合がある。

附属書 4 低圧ガス燃料機関に関する検査要領

4 章 試験

4.2 製造工場等における試験

4.2.2 を次のように改める。

4.2.2 工場試運転

低圧ガス燃料機関は、検査要領 D 編 D2.6.1-2.に規定する試験を行うこと。なお、試験に関する検査の実施に際して、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める、通常の検査方法と異なる検査方法の適用を認める場合がある。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2021 年 7 月 1 日から施行する。